

行政改革推進本部の設置について

中央省庁等改革の成果をより確実なものとし、『行政改革大綱』（平成12年12月1日閣議決定）『今後の行政改革の方針』（平成16年12月24日閣議決定）及び『行政改革の重要方針』（平成17年12月24日閣議決定）の集中的、計画的な実施を推進し、その他政府における行政改革の総合的、積極的な推進を図るため、閣議決定により平成13年1月から内閣に行政改革推進本部が設置されました。

平成18年6月、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」等の施行に伴い、同法68条に基づく「行政改革推進本部」に移行いたしました。

（参考資料）

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）（抜粋）… P 1 ~ 2

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成18年政令第218号）… P 3

行政改革推進本部令（平成18年政令第219号）（抜粋）… P 4

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の施行に伴う既往の閣議決定の整理について（平成18年6月16日閣議決定）（抜粋）… P 6

行政改革推進本部の副本部長の特定及び同本部事務局職員の任命権の委任について（平成18年6月16日閣議決定）（抜粋）… P 7

行政改革推進本部の設置について（平成12年12月19日閣議決定。以後一部改正あり）… P 8

1 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 (平成18年法律第47号)(抜粋)

第三章 行政改革推進本部

(行政改革推進本部の設置)

第六十八条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第六十九条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する総合調整に関すること。
- 二 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革に関する施策の実施の推進に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

(組織)

第七十条 本部は、行政改革推進本部長、行政改革推進副本部長及び行政改革推進本部員をもって組織する。

(行政改革推進本部長)

第七十一条 本部の長は、行政改革推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(行政改革推進副本部長)

第七十二条 本部に、行政改革推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(行政改革推進本部員)

第七十三条 本部に、行政改革推進本部員(以下「本部員」という。)を置く。

- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第七十四条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人等の長並びに特殊法人及び認可法人の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第七十五条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
- 4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

(設置期限)

第七十六条 本部は、その設置の日から起算して五年を経過する日まで置かれるものとする。

(主任の大臣)

第七十七条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第七十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 (略)

2 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 18 年政令第 218 号）

内閣は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十八年六月二十三日とする。

3 行政改革推進本部令（平成 18 年政令第 219 号）（抜粋）

（専門調査会）

- 第一条 行政改革推進本部（以下「本部」という。）に、専門調査会を置く。
- 2 専門調査会は、本部の所掌事務の遂行に資するため、国及び地方公共団体の事務及び事業の内容及び性質に応じた公務員の労働基本権の在り方その他の公務員に係る制度に関する専門の事項を調査し、本部に報告するものとする。
 - 3 専門調査会は、委員二十人以内をもって組織する。
 - 4 専門調査会の委員は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 5 専門調査会の委員は、非常勤とする。

（行政改革推進本部長補佐）

- 第二条 本部に、行政改革推進本部長補佐（以下「本部長補佐」という。）を置く。
- 2 本部長補佐は、内閣官房副長官をもって充てる。
 - 3 本部長補佐は、行政改革推進本部長（以下「本部長」という。）の命を受け、本部の事務局（以下「事務局」という。）の事務の総括及び事務局の職員の指揮監督に係る本部長の職務について本部長を補佐する。

（事務局次長）

- 第三条 事務局に、事務局次長四人以内を置く。
- 2 事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
 - 3 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

（審議官）

- 第四条 事務局に、審議官四人以内を置く。
- 2 審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
 - 3 審議官は、命を受けて、局務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（参事官）

- 第五条 事務局に、参事官九人以内を置く。
- 2 参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
 - 3 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

(本部の組織の細目)

第六条 この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

(本部の運営)

第七条 この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成十八年六月二十三日）から施行する。

2～4 (略)

4 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の施行に伴う既往の閣議決定の整理について（抜粋）

平成18年6月16日
閣議決定

- 1 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号。以下「法」という。）の施行（平成18年6月23日）により内閣に行政改革推進本部（以下「新本部」という。）が設置されることに伴い、次の各本部を廃止するものとする。
 - （1）平成12年12月19日の閣議決定により設置された行政改革推進本部（以下「旧本部」という。）
 - （2）平成17年12月9日の閣議決定により設置された政策金融改革推進本部
- 2 新本部は、次の各号に掲げる事項を引き継ぐものとする。
 - （1）旧本部が決定した事項
 - （2）政策金融改革推進本部が決定した事項
 - （3）既往の閣議決定により旧本部において行うこととされていた事務
- 3～8 （略）
- 9 この閣議決定は、法附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（平成18年6月23日）から施行する。ただし、第1項（2）、第2項（2）及び第7項の改正規定（1（5）の部分に限る。）は、政策金融改革推進本部において行政改革の重要方針1（5）イの詳細な制度設計の成案を得た時から施行する。
- 10 （略）

5 行政改革推進本部の副本部長の特定及び同本部事務局職員の任命権の委任について（抜粋）

〔平成 18 年 6 月 16 日
閣 議 決 定〕

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）の施行（平成 18 年 6 月 23 日）により内閣に行政改革推進本部が設置されることに伴い、下記の事項を定めることとする。

記

- 1 行政改革推進副本部長に充てられる国務大臣は、内閣官房長官、行政改革担当大臣、総務大臣及び財務大臣とする。
- 2 （略）

行政改革推進本部の設置について

平成 12 年 12 月 19 日
閣 議 決 定
平成 16 年 12 月 24 日一部改正
平成 17 年 12 月 24 日一部改正

- 1 中央省庁等改革の成果をより確実なものとし、行政改革大綱(平成 12 年 12 月 1 日閣議決定)、今後の行政改革の方針(平成 16 年 12 月 24 日閣議決定)及び行政改革の重要方針(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)の集中的、計画的な実施を推進し、その他政府における行政改革の総合的、積極的な推進を図るため、内閣に行政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。
本部長 内閣総理大臣
本部長代理 行政改革担当大臣
副本部長 内閣官房長官
 総務大臣
本部員 他のすべての国務大臣
(注) 本部会合には、内閣官房副長官(政務及び事務)が出席する。
 なお、人事院総裁及び公正取引委員会委員長の出席を求めるものとする。
 本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
- 3 本部長は、必要に応じ、有識者の参集とその意見の開陳を求めることができる。
- 4 本部の庶務は、総務省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 その他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
- 6 平成 6 年 1 月 21 日閣議決定により設置された行政改革推進本部(以下「旧本部」という。)は廃止し、これまで旧本部が決定した事項及び旧本部長決定により旧本部の下に設置又は開催されることとされた会議等については、本部に引き継がれるものとする。
- 7 この閣議決定は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。